

「寿司」の「美味しさ」をひも解く富山旅促進業務委託に
係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

富山県は、「ウェルビーイング」の向上を政策の柱に掲げ、一人ひとりが、誇りと愛着を持つことができ、多様な人材が集う「幸せ人口 1000 万～ウェルビーイング先進地域、富山～」を目指している。この取組みのひとつとして、標高約 3,000mの立山連峰から水深約 1,000mの富山湾に至る高低差 4,000mの地形がもたらす食材の恵みを体感できる「寿司」をきっかけに、国内外に富山ファンを増やすプロジェクトを推進している。

令和6年度に実施した「SUSHI collection TOYAMA」における「富山県の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによってはぐまれた「富山の寿司」を楽しみ、その食文化に触れる」という考え方をレガシーとし、一般旅行者に対し、「寿司」の「美味しさ」をひも解く富山旅行という新たな旅の楽しみ方を訴求し、本県の認知度向上、観光消費額の増を図る。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「寿司」の「美味しさ」をひも解く富山旅促進業務

(2) 業務内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託金額の上限額

金5,500千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月25日(火)まで

3 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての項目を満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とします。

(1) 単独企業

- ① 富山県庁及び県内で行う打ち合わせ等に常時参加できる体制をとれる者であること
- ② 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること
- ③ このプロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間に、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること

- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑦ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- ⑧ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当しない者であること。

(2) 共同企業体

- ① 各構成員が(1)③～⑧に掲げる全ての項目を満たしている者であること
- ② 共同企業体の代表者が、(1)①及び②を満たしている者であること
- ③ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること
- ④ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること
- ⑤ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと
- ⑥ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書(以下「協定書」という。)を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的 イ 共同企業体の名称 ウ 構成員の名称及び所在地
 エ 代表者の名称 オ 代表者の権限 カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率
 キ 構成員の責任 ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 コ 解散後の瑕疵担保責任 サ 取引金融機関 シ その他必要な事項

4 プロポーザルの参加手続き

本プロポーザルに参加を希望する場合は、令和6年8月 15 日(木)17時までに以下の参加申込用フォームよりお申し込みください。(電話で到達確認をしてください。)

(参加申込用フォーム)<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/XY2nj181>

5 質問の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問票(様式第1号)により提出してください。電話及び口頭による質問は原則受け付けません。

- (1) 提出方法 電子メール(電話で到達確認をしてください。)
- (2) 提出先 富山県知事政策局ブランディング推進課(連絡先は、「11」を参照)
- (3) 質問受付期限 令和6年8月 15 日(木)17時まで
- (4) 回答

プロポーザルへの参加申込期限までに提出された質問については、随時質問提出者へ電子メールで回答し、参加申込を締め切った後に全ての参加申込者に質問及び回

答内容を電子メールで回答する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書(A4版)

業務委託仕様書を踏まえ、業務の具体的な実施案を提案してください。

② 概算見積書(様式任意)

事業実施にかかる全ての経費(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を算出し、見積書を提出してください。また、積算の内訳がわかるように記載してください。

③ 会社概要(様式第2号)

※ 様式第2号の内容がすべて記載されていれば、任意の様式でも構いません。

④ 委託業務を実施するための社内の実施体制及び配置担当者等(様式任意)

⑤ 類似事業に関する過去の実績(様式任意。概要で構いません。)

(2) 提出方法 電子メール(電話で到達確認をしてください。)

※ ①～⑤を合わせて、可能な限り1つのPDFファイルにして提出してください。

※ データ容量が10MBを超える場合は、別途県からファイル交換サービスを案内しますので、下記「11」に記載のメールアドレスあて連絡願います。

(3) 提出先 富山県知事政策局ブランディング推進課(連絡先は、「11」を参照)

(4) 提出期限 令和6年8月26日(月)17時(必着)

(5) 企画提案書作成等の応募にかかる一切の経費は事業者の負担とします。

(6) 提出されたデータは、審査の結果にかかわらず返却しません。

7 審査方法等

(1) 審査方法

- ・ 提出された企画提案書等及びオンライン(Zoom)でのプレゼンテーション(1社あたり20分)による審査を行い、最も評価点数の高いものを委託候補者として選定します。
- ・ プレゼンテーションの日程及びZoomのIDは別途通知します。
- ・ プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書等の内容とします。
- ・ 参加申込が多数の場合、企画提案書等に基づく一次審査(書面審査)を実施し、概ね5社程度をプレゼンテーション審査の対象とします。

(2) 審査基準

別紙2のとおり

(3) 審査結果通知

審査結果については、選定の有無に関わらず、後日書面で通知します。なお、決定の経

緯、決定理由等に関する問合せには応じません。

8 契約

選定された契約候補者とは、仕様書の内容を別途協議のうえ、契約を締結します。

契約候補者が契約締結前に辞退した場合は、次順位者を契約候補者に選定し、契約締結について協議します。

9 留意事項

- (1) 提案は、参加業者1者につき1案とします。
- (2) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ・ 所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ・ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (3) 委託費には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の附帯費用を含むものとします。
- (4) 参加申込書を提出後、事情により参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。
- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

10 スケジュール

- (1) 質問票提出期限……………令和6年8月 15 日(木) 17時
- (2) プロポーザル参加申込み期限……………令和6年8月 15 日(木) 17時
- (3) プロポーザル企画提案書等提出期限……………令和6年8月 26 日(月) 17時
- (4) プレゼンテーションの実施……………**令和6年8月 29 日(木)(予定)**
- (5) 審査結果通知……………令和6年9月上旬

11 提出・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県知事政策局ブランディング推進課 担当:初田、永井

電話番号:076-444-3574(直通)

E-mail: akoho@pref.toyama.lg.jp